

青森県と名寄市立大学との就職支援に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と名寄市立大学（以下「乙」という。）は、学生の就職支援に関して相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、学生に対し青森県内の企業情報・イベント情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、青森県出身学生を始めとするU I J ターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携協力事項）
第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携・協力して実施する。
（1）学生に対する県内の企業情報、生活情報、各種イベント等の周知に関すること。
（2）学生のインターンシップ受入に関すること。
（3）保護者向けの情報提供及び周知に関すること。
（4）学生のU I J ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
（5）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）
第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（協定の見直し等）
第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき又は本協定に定めのない事項若しくは本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度協議の上、定めるものとする。

（情報の取扱い）
第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、適正に管理するとともに第三者に対し提供してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。なお、本条項に定める事項は、有効期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）
第6条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月30日

甲 青森県
青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 宮下宗一郎



乙 名寄市立大学
北海道名寄市西4条北8丁目1番地

名寄市立大学長 家村昭矩

